

## 博士後期課程在学期間短縮申請手続き

(H17. 6. 22 研究科委員会決定)

博士後期課程の在学期間については、大学院学則 35 条第 2 項ただし書きにより「優れた業績を上げた者」と研究科委員会が認めた場合は、①博士前期課程の在学期間を含めて 3 年以上、②外国において修士の学位を授与された者等については 1 年以上、在学すれば足りるものとされている。

博士後期課程における「優れた業績を上げた者」とは、博士後期課程在学中の成果を基に完成した論文が主要学術論文誌に筆頭著者として 2 編以上掲載又は採択されている者とする。ただし、論文は学生が主として寄与したものであること。

なお、この手続きに定めのない事項については「博士後期課程学生指導の進め方」によるものとする。

### (1) 優れた業績を上げる見込みの場合

#### ① 申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季(3月)修了を目指す場合は7月上旬まで、翌年度の秋季(9月)修了を目指す場合は2月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

⇒【1-3-d03】 博士後期課程在学期間短縮申請書  | 

#### ② 申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、在学中に「優れた業績」に該当する成果を上げる見込みの場合に申請ができる。ただし、申請の時点で論文が主要学術論文誌に1編以上掲載又は採択されているとともに、主要学術論文誌に1編以上投稿されていること。

#### ③ 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・認定後、本人に在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けた者については、「博士後期課程学生指導の進め方」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

#### ④ 優れた業績の確認

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」を証する書類を研究科長へ提出するものとする。

大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・承認により、「優れた業績」と認められた場合は、博士論文審査会(本審査)を実施することができる。

#### ⑤ 修了・学位授与

博士論文審査会(本審査)において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終博士學位論文及び学位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士學位論文及び学位申請書の審議・承認により、博士學位授与者を確定するものとする。

### (2) 優れた業績を上げてからの申請

#### ① 申請の時期及び提出書類

博士後期課程の在学期間を短縮して修了しようとする者は、当該年度の春季(3月)修了を目指す場合は7月上旬まで、翌年度の秋季(9月)修了を目指す場合は2月上旬までに「博士後期課程在学期間短縮申請書」を研究科長に提出する。

⇒【1-3-d03】 博士後期課程在学期間短縮申請書  | 

#### ② 申請の条件

指導教員及び論文審査委員予定者の承認を得て、「優れた業績」に該当する成果を上げた場合に申請ができる。

#### ③ 申請の受理

大学院教務委員会及び研究科委員会での「優れた業績」の審議・認定後、本人へ在学期間短縮資格に関する認定の通知をする。通知を受けたものについては、「博士後期課程学生指導の進め方」に基づき博士論文審査委員会を設置し、博士論文予備審査を実施することができる。

#### ④ 修了・学位授与

博士論文予備審査の結果報告を受けて大学院教務委員会で審議の結果、予備審査に合格した者は、博士論文審査会(本審査)を実施することができる。

博士論文審査会(本審査)において合格し、大学院教務委員会及び研究科委員会での審議・合格が確定した者は、最終

博士学位論文及び学位申請書を研究科長に提出するものとする。大学院教務委員会及び研究科委員会での最終博士学位論文及び学位申請書の審議・承認により、博士学位授与者を確定するものとする。

(3) その他

在学期間短縮申請後不合格になった者で、在学期間短縮を再度希望する者は、あらためて在学期間短縮申請を行うものとする。ただし、予備審査に合格し、本審査で不合格となった者が、同じ論文題目であらためて在学期間短縮申請を行う場合については、研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。その者が在学期間短縮申請を行わずに博士後期課程に3年間以上在学して学位授与を目指す場合にも、同様に研究科委員会の議を経て、予備審査を免除することができる。